

2026年3月31日

受益者の皆様へ

株式会社お金のデザイン

「東海東京ヌビーン・リタイアメントファンド（年510円目標取崩し型）」
「東海東京ヌビーン・リタイアメントファンド（年5%目標取崩し型）」
「東海東京ヌビーン・リタイアメントファンド（資産安定型）」
「お金のデザイン・エッセンシャル・プロダクツ・ファンド」
「お金のデザイン・グローバル・ソーシャル・デベロップメント・ファンド」
「お金のデザイン・グローバル・リアルアセット・ファンド（世界の実物資産中心）」
「おまかせ運用グロース・ファンド（世界の株式中心）」
「おまかせ運用インカム・ファンド（世界の債券中心）」
「おまかせ運用インフレヘッジ・ファンド（世界の実物資産中心）」
「THEO グロース・AI ファンド（世界の株式中心）」
「THEO インカム・AI ファンド（世界の債券中心）」
「THEO ベスト・バランス・ファンド」
「お金のデザイン・リキッド・オルタナティブ・ファンド」
約款の変更のお知らせ

拝啓

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております以下13ファンドについて、下記のとおり約款変更を行うことといたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件に関しまして、受益者の皆様のお手続きは不要です。

また、本件変更後、当該ファンドの運用方針および運用プロセスには変更はございません。

敬具

記

1. 対象ファンド

- ① 東海東京ヌビーン・リタイアメントファンド（年510円目標取崩し型）
- ② 東海東京ヌビーン・リタイアメントファンド（年5%目標取崩し型）
- ③ 東海東京ヌビーン・リタイアメントファンド（資産安定型）
- ④ お金のデザイン・エッセンシャル・プロダクツ・ファンド

- ⑤ お金のデザイン・グローバル・ソーシャル・デベロップメント・ファンド
- ⑥ お金のデザイン・グローバル・リアルアセット・ファンド（世界の実物資産中心）
- ⑦ おまかせ運用グロース・ファンド（世界の株式中心）
- ⑧ おまかせ運用インカム・ファンド（世界の債券中心）
- ⑨ おまかせ運用インフレヘッジ・ファンド（世界の実物資産中心）
- ⑩ THEO グロース・AI ファンド（世界の株式中心）
- ⑪ THEO インカム・AI ファンド（世界の債券中心）
- ⑫ THEO ベスト・バランス・ファンド
- ⑬ お金のデザイン・リキッド・オルタナティブ・ファンド

2. 変更内容

一般社団法人日本投資顧問業協会と一般社団法人投資信託協会の合併に伴う新協会名称に関する投資信託約款（約款）の記載の変更を行うものです。

（※詳細については添付新旧対照表をご確認ください。）

3. 変更日

2026年4月1日

以上

<本件に関するお問い合わせ>

株式会社お金のデザイン

電話：03-6629-7090<受付時間>営業日の9:30~17:00

(添付) 新旧対照表

- ①東海東京スビーン・リタイアメントファンド (年 510 円目標取崩し型)
- ②東海東京スビーン・リタイアメントファンド (年 5%目標取崩し型)
- ③東海東京スビーン・リタイアメントファンド (資産安定型)

変更後 (新)	変更前 (旧)
<p>(3) 投資制限</p> <p>④ <u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>	<p>(3) 投資制限</p> <p>④ <u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>
<p>(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)</p> <p>第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。</p> <p>② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入公社債を除きます。）を法令および<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金</p>	<p>(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)</p> <p>第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。</p> <p>② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入公社債を除きます。）を法令および<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p>	<p>（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p>

④お金のデザイン・エッセンシャル・プロダクツ・ファンド

⑤お金のデザイン・グローバル・ソーシャル・デベロップメント・ファンド

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(3) 投資制限</p> <p>③ <u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>	<p>(3) 投資制限</p> <p>③ <u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。</p>
<p>（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）</p> <p>第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。</p> <p>② この投資信託約款において基準</p>	<p>（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）</p> <p>第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。</p> <p>② この投資信託約款において基準</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第26条に規定する借入公社債を除きます。）を法令および<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p>	<p>価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第26条に規定する借入公社債を除きます。）を法令および<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p>
<p>（運用の指図範囲等）</p> <p>第16条 委託者は、信託金を、主として株式会社お金のデザインを委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「お金のデザイン・エッセンシャル・プロダクツ・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>③ デリバティブ取引等については、<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に定める合理的な方法により</p>	<p>（運用の指図範囲等）</p> <p>第16条 委託者は、信託金を、主として株式会社お金のデザインを委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「お金のデザイン・エッセンシャル・プロダクツ・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>③ デリバティブ取引等については、<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に定める合理的な方法により算</p>

変更後（新）	変更前（旧）
算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。	出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

- ⑥お金のデザイン・グローバル・リアルアセット・ファンド（世界の実物資産中心）
- ⑦おまかせ運用グロース・ファンド（世界の株式中心）
- ⑧おまかせ運用インカム・ファンド（世界の債券中心）
- ⑨おまかせ運用インフレヘッジ・ファンド（世界の実物資産中心）
- ⑩THEO グロース・AI ファンド（世界の株式中心）
- ⑪THEO インカム・AI ファンド（世界の債券中心）

変更後（新）	変更前（旧）
<p>（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）</p> <p>第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。</p> <p>② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第26条に規定する借入公社債を除きます。）を法令および<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計</p>	<p>（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）</p> <p>第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。</p> <p>② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第26条に規定する借入公社債を除きます。）を法令および<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>る計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p>	<p>算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p>
<p>（運用の指図範囲等）</p> <p>第16条 委託者は、信託金を、主として株式会社お金のデザインを委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「お金のデザイン・グローバル・リアルアセット・マザーファンド（世界の実物資産中心）」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>③ <u>デリバティブ取引等</u>については、<u>一般社団法人資産運用業協会</u>規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>④ <u>一般社団法人資産運用業協会</u>規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>	<p>（運用の指図範囲等）</p> <p>第16条 委託者は、信託金を、主として株式会社お金のデザインを委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「お金のデザイン・グローバル・リアルアセット・マザーファンド（世界の実物資産中心）」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>③ <u>デリバティブ取引等</u>については、<u>一般社団法人投資信託協会</u>規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p> <p>④ <u>一般社団法人投資信託協会</u>規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>

⑫THEO ベスト・バランス・ファンド

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(3) 投資制限</p> <p>④ <u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>	<p>(3) 投資制限</p> <p>④ <u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</p>
<p>(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)</p> <p>第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。</p> <p>② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第26条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、</p>	<p>(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)</p> <p>第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。</p> <p>② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第26条に規定する借入有価証券を除きます。）を法令および<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p>	<p>外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p>
<p>（運用の指図範囲等）</p> <p>第16条 委託者は、信託金を、主として株式会社お金のデザインを委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「THEOグロース・マザーファンド（世界の株式中心）」、「THEOインカム・マザーファンド（世界の債券中心）」、「THEOリアルアセット・マザーファンド（世界の実物資産中心）」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>③ <u>デリバティブ取引等については、一般社団法人資産運用業協会規則</u>に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>	<p>（運用の指図範囲等）</p> <p>第16条 委託者は、信託金を、主として株式会社お金のデザインを委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託「THEOグロース・マザーファンド（世界の株式中心）」、「THEOインカム・マザーファンド（世界の債券中心）」、「THEOリアルアセット・マザーファンド（世界の実物資産中心）」（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。</p> <p>③ <u>デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会規則</u>に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。</p>

⑬お金のデザイン・リキッド・オルタナティブ・ファンド

変更後（新）	変更前（旧）
<p>(3) 投資制限</p> <p>④ <u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に定める一の者に対する株式等</p>	<p>(3) 投資制限</p> <p>④ <u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に定める一の者に対する株式等</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に従い当該比率以内になるよう調整を行なうこととします。</p>	<p>エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に従い当該比率以内になるよう調整を行なうこととします。</p>
<p>（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）</p> <p>第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。</p> <p>② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入公社債を除きます。）を法令および<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算につ</p>	<p>（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）</p> <p>第8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。</p> <p>② この投資信託約款において基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および第19条に規定する借入公社債を除きます。）を法令および<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算につ</p>

変更後（新）	変更前（旧）
<p>いては、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p>	<p>いては、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。</p>
<p>(外国為替予約取引の指図) 第22条 <u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、<u>一般社団法人資産運用業協会規則</u>に従い当該比率内となるよう調整を行なうこととします。</p>	<p>(外国為替予約取引の指図) 第22条 <u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、<u>一般社団法人投資信託協会規則</u>に従い当該比率内となるよう調整を行なうこととします。</p>

以上